

## 平成24年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成24年12月13日（木曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 認定第 1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第13号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 議案第50号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第16 議案第51号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第53号 羅臼町長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第54号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第55号 羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について

## ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	川端達也君	税務財政課参事	櫻井房雄君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	渡辺憲爾君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
水産商工観光課長	石田順一君	水産商工観光課長補佐	堺昇司君
建設水道課長	高橋力也君	建設水道課長補佐	北澤正志君
学務課長	中田靖君	社会教育課長	太田洋二君
郷土資料館長	涌坂周一君	診療所連携室課長	対馬憲仁君
会計管理者	野理幸文君		

## ○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	米屋猛君
--------	-------	----	------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成24年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月14日、東京都において開催されました第56回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第4回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には師走を目前に、加えて衆議院議員総選挙のさなかという大変慌ただしく、また気ぜわしい中にありまして全員の御出席を賜り、提出議案等の御審議をいただけますことをお礼申し上げます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、秋の叙勲受章についてであります。

平成24年、秋の叙勲におきまして、元羅臼町議会議員の阿保重美氏が旭日双光章を受章されました。

阿保氏におかれましては、昭和46年5月に町議会議員に当選以来、平成11年4月までの間、7期28年の長きにわたり在任され、昭和58年5月から平成11年4月までの約16年間は産業常任委員会委員長として崇高な信念を持って議会の円滑な運営と産業の振興に尽力されました。また、漁業経営者である知識や経験を通じて、まちの基幹産業である漁業の発展や地域振興など、多岐にわたり町政に尽力された功績が認められ、このたびの受章となったものであります。御本人の榮譽はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

2件目は、火災の発生についてであります。

去る10月30日、午前2時、船見町の山吹アパート1階の部屋から出火し、居室の一部及び2階の一部が焼損したものであります。火災を発見した方からの通報により3台の消防車が出動、直ちに消火活動を行い、午前2時45分に延焼のないことを確認し鎮火となりましたが、出火原因につきましては、ガスコンロをつけたまま居眠りをしたことが原因であり、今回の火災によりアパートの入居者及び火災発見者の2名が負傷し診療所へ受診いたしました。幸い大事には至りませんでした。

この火災により、平成23年9月30日より継続しておりました無火災が395日でストップいたしました。これからは火気を使用する機会がふえることから、消防団との連携を深めながら、より一層町民の皆様へ火災予防の啓蒙に努めてまいります。

3件目は、お手元に配付してございます12月11日現在の鮮魚取扱高の状況でございます。

詳細は省略いたしますけれども、トータルで申し上げますと、昨年からと比較しますと、数量では昨年より25%の減、金額では昨年より約10%の減となっておりますが、いずれも鮮魚において100億を超えたということでございます。

以上でございますけれども、本定例会に提出いたしました案件につきましては、報告が

3件、専決処分、一般会計の補正予算の専決が2件、介護保険特別会計の専決が1件、議案が6件でございます。そのうち補正予算に関するものが2件、一般会計補正予算と介護保険特別会計の補正予算、条例の一部改正が4件、職員の給与条例、長期継続契約条例、医療技術者修学資金条例、体育施設等設置条例の以上9件でございます。それぞれその都度、副町長並びに担当職員に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 質問に先立ち、議長のお許しをいただき一言申し上げます。

今般、町民のみんなの願いであった診療所は全ての工事が完了し、社会医療法人孝仁会を指定管理者として運営が開始されました。常勤医師2名の配置もできて、24時間救急受け入れ、入院も可能となりました。

この間、町長を先頭に御協力をいただいた多くの方々、関係者の皆さんへ、平成24年度第4回定例会のこの場をかりて敬意を表したいと思います。

高齢化社会に突入した今、我がまちの目指す地域包括ケアの実現に向けて、その精度を高めるための努力を怠ることなく、このまちに暮らす住民のため、みんなの診療所、私たちの診療所として、安定的な運営が続くことを願ってやみません。

それでは改めて、通告に従い一般質問をいたします。

今議会における私の質問は三つのテーマで、初めに7点お伺いしたいと思います。

一つ目のテーマは、羅臼町の自治体財政に関してです。

今般、平成23年度決算審査に、私は決算委員会委員としてかかわらせていただきました。決算認定制度における決算委員会の役割の中で最も重要な意義は、当該年度の行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用にあると考えます。よって、決算委員会の任務は、ただ単に認定して終わりではなく、その結果をその自治体の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前向きな姿勢が重要です。

その意味において、1年間に実現された我がまちの主要施策がどんな意味を持っていたのか、どんな問題点をはらんでいるのか、決算委員会を通じて一定の問題点が明らかになってきたと思います。

その上で、行財政縮小時代の健全な自治体運営に関して、平成23年度決算から見えてくる羅臼町の自治体財政について3点お伺いをいたします。

1点目、羅臼町の自治体財政についての現状認識、2点目、問題点と対策、3点目とし

て、平成25年度新年度予算編成の基本的な考え方についてお答えください。

次に、二つ目のテーマですが、地方自治体の責務は自治法の定めに明記されていますが、住民福祉の向上にあります。この住民福祉の向上を進めるためには、地域社会の土台である地域経済がしっかりと機能していかなければなりません。経済政策や施策は、国の仕事と割り切るのではなく、地方自治体羅臼町ができることは全て行うんだという姿勢が大事だと私は考えています。

地域経済というテーマを掘り下げると、必ず地域循環型の経済、そして地域内再投資力で地域の活性化を図るということになりますが、この10年間の我がまちの主要施策の中に、この視点が不足していたように私はとらえています。

3点お伺いします。

1点目、町長は羅臼町の近未来を見据えた地域経済の動向をどう見ているか。

2点目、地域循環型経済及び地域内再投資力についての町長のイメージと、当町での政策課題は何か。そして、地域循環型経済を目指し、地域内再投資力を高めるために自治体が果たすべき役割は何か、町長のお考えをお聞かせください。

次に、老朽化した中学校の改築計画について、教育委員会の考え方、これを踏まえた町長の改築計画の方針をお伺いし、再質問を利用し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま坂本議員から3件の御質問をいただきました。

質問に先立ちまして、診療所の改築運営について丁重なる言葉をいただき恐縮であります。ただ、今後、みんなの診療所として町民のエールとともに、マナーも含めて、ぜひ御協力いただきたいものというふうにも思っているところでもございます。それらの3件の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

1件目は、行財政縮小時代の健全な自治体運営に関して、平成23年度決算から見えてくる羅臼町の自治体財政について、3点の御質問であります。3点の質問はそれぞれ関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

財政の状況を見るためには、財政力指数や実質収支比率などさまざまな数値があります。その中で、経常収支比率というのがありますが、一般家庭で言うところのエンゲル係数と言えるような数値で、数値が高ければ生活水準が低いとされています。経常収支比率は、一般的には75%から80%未満が妥当な数値とされていますが、羅臼町の過去のデータを見ると80%前後で推移しております。また、平成23年度の決算では86.8%であり、財政構造としては弾力性に乏しく、硬直化しているとも言えるような状況であります。

そんな中で、当町の経常的収入の主たるものは、ご存じのとおり普通交付税と町税で占められております。普通交付税は、国の計算により交付されるもので、毎年変動があり増減するものであります。また、町税は漁業にかかわる町民が多く、漁獲によって大きく左右されてしまいますが、税収に影響しないように滞納整理機構等を活用しつつ徴収に力を

入れているところでもございます。

一方、歳出では、平成20年度において赤字決算となったために、自立のまちを目指し、財政健全化計画を策定し、その計画に沿って今日まで継続して進めてきたことにより、経常経費はある程度まで押さえられており、経常経費比率が下がるような方向には向かっていけない状況だと思います。そのため、国や道の補助金等を活用しなければ新たな事業を展開していけないような財政状況であります。

このような中で、平成25年度の予算編成では、財政健全化計画を遵守しつつ、前年度決算を基本として配当による予算編成といたしました。また、経常経費である物品費等については、今まで以上に抑制することとしております。さらには、職員にも協力いただき給料の削減をお願いしております。平成25年度予算は、厳しい財政状況を改めて認識するためにも、入るを量りて出ざるを制するという、収入を計算してそれに見合った支出を心がける財政の心構えの言葉を基本姿勢としております。今後もこのような厳しい財政状況が続くものと考えられますので、気を引き締めて財政運営を進めてまいります。

2件目は、羅臼町における循環型の地域経済と地域内再投資力に関して、3点の御質問でございます。

1点目は、羅臼町の近未来を見据えた地域経済の動向をどうとらえているかとの御質問であります。

羅臼町の経済動向をとらえる上で第一に見据えなければならないのは、主幹産業である漁業についてであります。本年も含め3カ年、イカの好漁により130億円前後の水揚げを維持しておりますが、議員も御指摘のとおり前浜の資源が減少傾向にあり、特に主要魚種でありますスケソウは著しく減少しており、さらに秋サケにおきましては、計画的にふ化放流事業を展開しているにもかかわらず3カ年不振となっていることから、漁業の状況は極めて不透明であり、多くの町民が何らかの形で漁業にかかわっていることから、先行きを危惧するものであります。

一方、観光につきましては、長引く景気の低迷により観光客の入り込みが減少しておりますが、本年は回復傾向にあります。特に、ホエールウォッチングやバードウォッチングなど人気が高く、波及効果として宿泊者増にもつながっており、また昨年8月に設立いたしました知床羅臼町体験学習推進協議会を中心に、道内外の中学校・高校から学習旅行の受け入れを行っております。今後は、世界自然遺産のまちとして、さらに質の高い体験を提供することにより交流人口の拡大につながると思っております。

次に、2点目と3点目は関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

地域循環型経済と地域内再投資力についてのイメージにつきましては、物やサービスの生産・販売によって得た利益を地域経済の中で循環させる。例えば、水産関係で申し上げますと、地域で水揚げされた水産物を町内企業により付加価値を高め販売する。そこには雇用も生まれ、地域内再投資力が高まるものとイメージいたします。

政策課題、自治体が果たすべき役割につきましては、地域産業の活性化の取り組みや実

施団体への支援であります。そのようなことから、羅臼町産業活性化プランに基づき、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会及び関係団体と連携を図りながら、地場資源の維持増大、そしてその資源の有効活用のための新たな商品開発や高付加価値化への支援、また、知床羅臼町体験学習推進協議会が推進している交流人口拡大への取り組みを積極的に支援してまいります。

次に、3件目の中学校改築計画について、教育委員会の考え方を踏まえた改築計画の方針についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、羅臼町は厳しい財政状況を乗り越えるために平成17年に自立プランを作成し、抜本的な行財政改革に取り組んできたところであります。その中にありまして、近年の著しい少子化の進行を背景に、教育委員会では平成15年から町立小・中学校の適正配置についての検討を行い、平成18年に「町立小・中学校の適正配置計画」を作成し、これを基礎に地域住民の理解を得ながら平成20年度で知床別小中学校を、また、平成22年度で植別小中学校と飛仁帯小学校を閉校し、それぞれ羅臼町小学校、羅臼町中学校、春松小学校、春松中学校に統合を行ったところであり、この時点において羅臼町中学校と春松中学校の統合を今後の課題としており、老朽化が著しい中学校の改築に関して、平成27年度をめどにその方向性をお示しする旨、説明させていただいてきたところであります。

この間、当初の想定を超えて少子化が進行していることや、幼稚園教育の推進や一貫教育の推進など、子供たちを取り巻く教育環境が大きく変化していることなどから、改めて羅臼町における将来の中学校教育を見通した学校の配置のあり方について検討することが必要と考え、教育委員会において当初計画の見直し、再検討が行われたところであり、専門的な見地からは、羅臼町小中学校校長会、また保護者の立場からは、幼稚園から道立羅臼高等学校までのPTA代表者によって組織された中学校の適正配置計画再検討委員会からそれぞれ御意見をいただき、これらをもとに教育委員会として、特に学校と地域における教育的効果に重きを置いた視点での検討結果をまとめられ、本年5月に意見書として提出をいただきました。

これを受けまして、本年7月に庁舎内の関係課長を中心として町立中学校改築に係る庁内検討委員会を設置し、財政面も含めた総合的な検討を行い、先般、その結果の報告を受けたところであります。

今後、中学校の改築は、まちづくりの最重要課題の一つでありますので、議会を初め町民各位からの意見を聞く組織づくり等も検討しながら、平成27年をめどとして慎重に判断をしてみたいと考えております。ただ、中学校は2校とも老朽化しておりますことから、1年でも早くとの思いはありますが、そのためには財政的な対応が必要でありますので、平成25年度の予算策定に当たりましては、当初予算において一定額の基金積立を検討してみたいと考えております。

以上でございます。



○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告した質問についてお答えがありました。

再質問をいたします。

まず最初に中学校の問題です。改築を想定して進めていくということです。子供たちに健全な環境で教育を受けさせなければならないということは、もちろん言うまでもありません。その意味では、現行老朽化した校舎をどうしていくのか、校舎はどの場所に設定するのか、その規模やグレードはどうするのか、建設コスト等の問題。それから、今、町長触れていましたが、保育園から小学校、中学校、高校までのこの一貫性、連携の問題、これをどうつくり上げていくのか。そういう意味では、議論がやはりまだちょっと不足しているのではないかなというふうに思います。

この間、小学校、中学校について、植別あるいは知円別、飛仁帯を含めて何校か閉校になっていますが、その主たる理由は少子化ですよね。子供の数が減っているということが、やはり一番大きい問題ではないかなと。町長も少子化について若干触れられていますが、子供たちを将来推計人口、現在をベースにしてどういうふうにとらえておられるのかお答えください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 児童生徒の将来の推計人口についてお尋ねでございます。

これにつきましては、羅臼町の出生人口というところが非常に大きなポイントになるものというふうに思っているところでございまして、出生の状況から見てみますと、将来的には50人、60人という状況で当初見込んでいた出生の割合につきましては、40人前後で1回をつくります。本年度につきましては65人程度ということで御理解しておりますけれども、その後、出生可能な女性の人口の減少というところは、人口問題研究所の統計によりますと非常に大きく取り出されてございまして、現在、平成12年程度を100として見ますと、そういう出生可能人口の減少というのが、これから先、20年後、30年後、約半分になるものというふうに見込まれてございますので、人口の減少に伴う児童生徒の減少というのが見えてきているというふうに思っております。それらを踏まえて対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 教育長述べましたが、人口はこれから18年後、人口推計によると教育長が言っていました半分になるのです。半分になるというのはどういうことかということですが、年少人口と言われるゼロ歳から14歳までで見ますと、現在、ゼロ歳から4歳、若干数値、平成24年度の数値つかまえていますが、平成22年度とそんなに変わらないと思うのですが、ゼロ歳から4歳、256で推計されています。これが18年後、平成42年度は121、要するに約半分ですね。それから5歳刻みですが、5歳から9歳、現在270前後だと思うのですが、これが129になる、これも半分です。10歳

から14歳、現在280程度だと思いますが、これが141になる。要するに、子供は2分の1になるのです、18年後。この数を現在の小学校、中学校の生徒数に当てはめると、現在、小学校は春小と羅小と合わせて、ことしの5月1日現在の数値ですが約300名超、329名というふうにデータ上出ています。小学校ですから1学年から6学年まであるわけですが、一クラス平均で見ると、春小では平均一クラス20.3名、平均20名ぐらいですね、一クラス。学年によって、もちろん凸凹あります。羅小は若干多くて、34.5名という、一クラス平均ですね、こういう数字になっております。

中学校はというと、中学校は現在、春松と羅臼中学合わせて177名です。学年平均で、1学年平均で春松は大体27名、羅臼中学は32名と、こういうふうになっていまして、人口推計は前にも少子化問題で一般質問させていただきましたが、割と制度が高く当たります。よほどの手を打たない限り、人口がふえる、子供がふえていくなんてことは、とりあえずないのではないかなということと言うと、この人口推計を是として考えたときに、小学校の規模、中学校の規模、それから学校そのものの配置の数ですね。こういうことはおのずと固まってくるのだらうというふうに私は思います。

それから教育長、ゼロ歳児というか、生まれてくる出生率の関係も若干ふえていましたが、現在、ゼロ歳児は35名、1歳児44名、2歳児37名ということで、ゼロ歳から2歳児まで116名いるのですが、ゼロ歳児が35ということと言うと、これもどんどん減っていくのかなということと言うと、これは大変なことは想定される。だから学校の数の問題やそういうことだけではなくて、子供を育てる環境づくりをどうするのかという。あるいは、子育てをする人たち、子供を生むお母さんたち、若いお母さんたちにどういう利便を、生むための環境を整えていくのかということも含めて、非常に大事なテーマではないかなというふうに思います。

実際に、中学校の問題はまちの中でも、今度中学校だなど、どこにどういう新しい中学校ができるのかなというような話は時々聞くことはあるのですが、この少子化の流れ、人口推計だとかそういうことを想定した上で、まだちょっと考えている段階にはないので、そういう意味ではもう少し話し合うテーマというのですか、中身を整理してやはり町民のところに持っていく必要があるのではないかなというふうに思います。

私は個人的な考え方として、人口減少時代、そして行財政縮小時代、当町の学校配置は小学校1校、中学校1校、高校1校が適正で、中学校を新規に建設するのではなくて、小学校1校にすることによりあいた1校を必要なリニューアルをして中学校とする。このことで建設コストは抜本的に少なく済みます。そういうふうに考えています。先ほども申し上げましたが、今後この中学校については町民に情報公開をした上で、全町民的な議論を行って合意形成を図る必要があります。まだ、基金をどうしようかというような状況です。引き続きこの問題については議論を進めていきたい、そういうふうに思います。

次のテーマに移ります。

行財政縮小時代の健全な自治体運営のあり方、現在の羅臼町の問題点と対策、そして新

年度予算編成の考え方について答弁がありました。健全かどうかというのは、健全化規準の割合、数値ですね、その数値よりも悪いのかいいのかということは、まず第一段階の判断基準になるわけですが、町長は経常収支比率からおっしゃるとおりで、健全ではあるけれども弾力性がない、そして硬直化していると、まさにそのとおりです。我がまちの財政状況というのはそういう状況です。

結論的に言いますと余裕がないということなのですけれども、もう少し掘り下げてみますと、羅臼町の標準財政規模約27.5億円です。人口は現在5,900ちょっと。この標準財政規模というのは、税収入と普通交付税の合算の数値で、経常的一般財源の規模をあらわします。北根室4町はどうなっているのかと、標津町は38.7億円、人口5,700人、中標津町は約85.3億円、人口2万4,000人、別海町は約98億円、人口1万6,000人、当町は北根室4町の中で財政規模が一番小さい状態にあるのです。それから、先ほど経常収支比率のトータルの数字が出ましたが、この中で、この経常収支比率で見る義務的経費のうち人件費、役場職員の給与の割合で見ると、羅臼町は27.3%、標津町21.3、中標津町20.6、別海町21.1、当初の羅臼町の比率が高いということがわかります。

次に、扶助費の割合。扶助費というのは、生活保護費であるとか児童手当であるとか障害者の支援費など、羅臼町の社会保障に使われるお金のことです。この割合をまた比率で見ますと、羅臼町は1.8%、標津町2.2%、中標津町2.9%、別海町も2.9%。単純に言えば、羅臼町は社会保障に占める支出の割合が他町と比較すると割合としては低い状態にあると、こういうことが言えます。

税金の関係ですが、国保税は北海道では猿払村が一番です。羅臼町は2番目に高い。水道料は全国一高い。この国保税の収納率は89.7%、全道123自治体の中で下から10番目、114位で低い、収納率が悪いということです。1人当たり療養費の関係で言いますと、順位は全道123自治体の中で121位で、1人当たり24万7,000円、1位が陸別町で1人当たり44万6,000円、国保税が高い割に療養諸費は意外と少ないということがわかります。

町村税の収納率で見ると、当町は平成20年度で81.5、平成21年度80.3、平成22年度78.7%、根室地区の平均は91から92%ですから、極めて低いことがわかります。

さて、議員報酬、特別職、町長の報酬はどうか。これは全道で最低ランクですから金額は省きます。今、申し上げた数値、比率から一体何が見えてくるのかということなのですが、もう少し突っ込んでいきたいと思うのですが、今から5年前、平成19年度からの決算特別委員会、毎年やっていますが、この総括質疑、すなわち問題点の指摘事項を時系列で見ていきますと、平成19年度、こういう総括になっています。税や使用料の徴収率が低い。徴収率を上げていく施策が必要である。新たな自主財源の確保のための研究や施策を行い地域経済の活性化を図ること。平成20年度、税の滞納対策について全会計の不納

欠損額は、平成17年度決算から3年間で5億円に達している。町の重要な財源が失われている。滞納を防ぐよう高額な国保税の課税見直しなど抜本的な対策が必要。平成21年度、一層の未収額の圧縮対策と適正な対処、学校給食の未納対策を図ること。平成22年度、国保会計1億7,000万円の赤字を前倒しで解消したが、早期の不良債務解消の裏には過度の事業の縮小や削減、町民サービスの低下など、さまざまな弊害も生じたのではないかというふうに指摘されています。

この平成23年度の決算認定の結果は、後ほど決算委員会委員長より報告があると思いますので省きます。

過去5年間の決算審査総括質疑事項から見えてくるのは、税や使用料の滞納解消対策、自主財源の確保対策、高額な課税による町民サービスの低下と、これがはっきり見えてくる。羅臼町の住民の所得ですが、全国的に下がっています。当町も例外ではないと思います。要するに、担税力、税を担う力が落ちているのです。

さて、1点だけちょっと質問しますが、5年前から決算委員会で指摘された中で、この間、具体的に対策を行って一定の成果が出た例として、学校給食の滞納問題があります。2年前でしょうか、やったのは、学校給食の納入方法が変更になったということですが、実施後の状況はどうなっているのか、ちょっと短くお答えください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 関係各位の御理解をいただきながら、平成22年度から前納制度という形で整理させていただいておまして、平成22年度100%、23年度100%、そしてまた24年度の現在におきましても今のところ未納は発生しておらないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今お話ありましたように、この学校給食も督促したりだとか訪問したりだとかいろいろ苦勞して、それも改善の方法なのですが、努力をしたということなのですが、解決できなかったのは、前納制の導入ということをやることによって、今もう過去2年間、滞納はまだあります、少しは減っていますけれども、ゼロ%になったということ、これはもう小手先の改善ではなくて抜本的な対策が功を奏した事例が、この給食費の滞納対策だったというふうに私は思います。町の税使用料の滞納問題は、私が議員になってからこの10年間、先ほども決算委員会でお話ししましたがけれども、ずっと言われ続けている。不納欠損処理をしなければ滞納額が減っていかない、こんなことはあってはなりません。抜本的な対策が必要なことを強調しておきたいというふうに思います。

それで、この行財政縮小時代の健全な自治体運営を考える上の前提として、私は今後の自治体財政は半永久的に豊かにならない。このことをまず押さえておく必要があると思います。4点申し上げます。

ポイントを4点申し上げますが、一つ目は借金管理の問題。新たな債務は極力ふやさな

い。二つ目、定数管理。人件費の適正化を図ることです。民間活力や自治体間協力、目標管理が重要です。財政が厳しくて町民に負担を強いる前に、まず自治体が身を切る計画が先行しなければなりません。三つ目、組織管理。組織の簡素化と効率化を徹底すべきです。四つ目は政策管理です。既存の政策の効用を常に見直して、何を実現するためにそれを実施するのか、結果はどうだったのか、この四つのポイントを基本に据えて予算管理をすべきと私は考えています。

新年度予算編成の絡みも含めて町長のお考えをお伺いしたかったのですが、先ほど新年度予算で人件費問題に若干触れていましたので、その質問は省きます。

次のテーマに移ります。

地域経済の土台づくりのために、地域循環型経済と地域内再投資力について答弁ありました。この地域経済の持続的発展のためには地域内再投資力をいかに作り出すのか、これが一番決定的です、重要です。今、羅臼町の民間投資力が弱まっています。この弱まっているときに、地方自治体が、町が、地域内経済循環を図るために財政支出を行うことが求められます。具体的には、住民生活に直結し、経済波及効果の高いものを選択し政策化すべきです。

地域には、民間企業の生産と町、自治体の財政支出による生産という二つのエンジンがあります。地域が厳しい状況にあるときは、自治体の財政投入で民間の経済を刺激していく政策が必要です。かといって当町の財政状況は、今、ばんばん財政支出をできるような状況にはありません。財政を地域の経済が潤うために、政策の重点化を図る必要があります。何でもできません。それから、一言申し上げますが、中央、国でやっているように公共事業を拡大すれということを行っているのではないのです。そこは誤解をしないでいただきたいのですが。

それでは、具体的に羅臼町ではどんなことが考えられるのか。私が7点ほど、こういうことなのだろうなというのを申し上げます。

まず、公共事業を町民生活密着型にする。町道、雨水処理、小さい橋の補修等々。それから、これも議会で提案したことがあります。住宅リフォーム制度の創設、福祉のまちづくりを目指して福祉産業を拡大していく、地産地消のエネルギー政策、地熱発電、漁業生産物の6次産業化の推進、消費購買力の強化策、観光資源の活用、これで7項目となると思うのですが、これらの事業を重点化して、それを地元の業者が行う。ここが鍵です。このように自治体が仕事をつくることで、仕事が地域で回り、雇用と所得が生まれます。そして、所得が地域で消費され地域を潤す。結果として、自治体の財政も潤い、さらに地域へ仕事が満たされる。こうした地域経済循環の輪をつくることで、地域社会の土台をしっかりとさせていくべきと私は考えています。ちょっとランダムに7点提案させていただきましたが、具体化の前に検討が必要なことは当然です。この7点の提案項目、私、今回初めて申し上げましたが、町長、突然聞いてあれかもしれません、この提案項目について町長のお考え、もしあればお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、最後の7点のそれぞれ公共事業、あるいは福祉の関係、地熱の関係、エネルギーの関係ですね、あるいは6次産業化、あるいは消費公売の問題、観光の問題等々ございました。それぞれそのことに関しては、いろいろな政策展開の手法等々についてはいろいろあるかと思えますけれども、この項目を我がまちの政策の重点化という中で進めていくべきだということについては全く同感であります。

それが中にありましていろいろとあるわけではありますが、自治体が仕事をつくるということに関して申し上げれば、やはり何といたっても一般の家庭でもそうでしょうけれども、先立つものが何であるかと。考えは考えとしてある、こうしたいという思いもあるし夢もある。しかし、それを実現するためにどうするべきなのかという中では、やはりそこに財源的な問題、経済的な問題がつかまとうと。経済的な問題がないものも、中にはソフト的なことも当然あるわけでありましてけれども、やはり今言われた7点のことにつきましても、やはり仕事をつかってそれを地元の業者にやってもらって、それによって地域の中の経済が潤うのだということは、それが一番理想的な話ですし、そうあるべきだとは思っていますけれども、羅臼の実態を見るとなかなか、いきなり経済というのが100あるとすれば、70なりが回っていればまた状況が変わるのでしょうかけれども、町外に流出しているという実態が今までも議論の中でもしていますように、そういう実態があるということの中で今申し上げられたことについては、今後も心していかなければならないことだとは思っておりますけれども、やはり前段に話しあった財政の硬直化、弾力性に乏しいという中で、交付税と町税という限られた財源、例をとって標津町との違いを言われました。10億円も違うと、財源規模が。その10億円の違いは何だと言われれば地方交付税ということになるわけでありまして。人口が我がまちが標津町よりも多いにもかかわらず、地方交付税において10億円も違うということは果たしてどうなのだろうと。我々も非常にいろいろ分析してみるとそれなりに理由はありますけれども、そこはやはり羅臼の硬直化している原因の一つなのかなというふうに思っているところでもありまして、今言われたこと、一々ごもっともな話ではありますが、今後の大きな検討課題として私なりに受けとめさせていただきます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 財政が弾力性がない、硬直化しているということは、もうみんながそういうふうに思っている。問題は、そういう中で何をするかと、こういうことだと思うのです。硬直化して弾力性がないから投資が全くできないのだということであると、これはいずれ人口も減っていくし、このまちなくなっちゃうということも意味します。そういう中で検討を重ねながら、かかる費用をどう捻出するのか。

二つ申し上げますが、例えば地熱発電の関係で、去年の4定、12月議会で、私、自然エネルギーの導入を地域再生と一体で進めてはどうかという質問をしました。町長は検討する必要があると認識していると、こういうお答えでした。これは、今お金がかかると

いうよりは、担当部署でそのことを研究して検討するということですね。5億円かかるのだと、施設に、この5億円を町が出すかどうか。これも12月に申し上げましたが、地域の産業としてつくっていくという点で言うと、ファンドを、要するにお金をみんなで出して地域の会社としてやるという方法もあります。

それからもう1点、住宅リフォーム助成制度というのが、これも提案しました。財政が厳しいのでというお答えでしたが、これは平成22年度ですか、2年前に質問したのですが、今もさらにこのリフォーム制度を導入している自治体はふえ続けています。それはなぜかということなのですが、住民に購買力をつける上でもっとも典型的な事例が住宅リフォーム助成制度。これはある雑誌に書いたものを今読み上げていますが、住民の要求とマッチして制度をつくったところでは需要はすごく広がっている。住民は、家が古くなって水漏れしているとか、トイレぐあいが悪くて我慢をしている。それが自治体が補修すれば補助しますとなれば、この機会にと動機づけをさせた。自治体が購買力が落ちている住民に少し手を差し伸べた。それで消費が拡大し、仕事がふえていると、こういうことなのです。

では、これどのぐらいの投資になるのだということなのですが、一番優れているというこの住宅リフォーム制度、岩手県宮古市の制度が一番優れているというのですが、ここでの費用は20万円以上の工事に一律10万円の補助です。100万円予算を組むと10件の改築というか、リフォームに補助を出せるのですね。宮古市の制度はどんなことかという、ちょっと簡単に説明しますが、増改築だけでなく修繕、営繕を含んでいる非常に助成する工事の幅が広い。小規模工事ほど助成割合が高い。20万円以上の工事に一律で10万円の補助。20万円の工事なら半分補助になります。お金がない人が頼みやすい。業者にとっても仕事がたくさん出てくる。宮古市の業者さんは大忙しだと。地域内に本店のある業者が施工する。これは条件なのです。地元の業者がやるということが条件。申し込みは非常に簡単だと。業者さんが全てやってくれる。申請、納税証明、事前と事後の写真も業者がやってくれる、住民にとっては手続は全然面倒くさくない。100万円で10件のリフォーム、これは要するに経済効果の問題なのです。100万円を投資して10件あると、20万円の補助だと200万円でしょう、倍の経済効果ですよ。50万円の工事もあるわけですよ。だから、10倍、20倍の経済効果があるというのがこの住宅リフォーム制度なの。こういうものは、今言った地熱の問題だとか、こういったものは硬直化しているとか、弾力性がないとかということはもちろんありますが、その中でもできる施策だというふうに私は思います。

地域の活性化を考えると、地域づくりの主体としての基礎自治体、すなわち羅臼町の役割は決定的に重要だということを申し上げました。地域経済が毎年持続し、雇用や所得が維持されるということは、その地域において毎年まとまった投資がなされているということの意味します。これを地域内再投資と呼ぶのです。投資主体は、企業や加工場、協同組合ではありません。羅臼町というまち役場という基礎自治体も毎年行財政支出を行

う投資主体です。とりわけ人口の少ない当町のような小規模自治体ほど、地域経済に占めるウエートが大きい地域内で最大の雇用主体でもあります。さらに基礎自治体は、その地域の国土保全から始まって、産業、教育、福祉など住民の生活全体にかかわる行政サービスを職員の手や商工会、社会福祉協議会等々を通じて日夜行っています。また、集落だとか町内会などできめ細かくサービスも行っています。この地域づくり、地域の活性化を目指すということは、まさに崩壊しつつある地域経済、社会を意識的に再構築する取り組みを具体化することだと私は考えています。

重点化すべき政策を7項目提案させていただきました。中には即座に具体化が可能なものもありますが、時間が必要なテーマももちろんあります。羅臼町という自治体の責任において検討されるよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） ここで、午前11時15分まで休憩します。

11時15分再開します。

午前10時55分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、森林環境の整備・保全と環境づくりについて、国際基準のHACCPについての2点お聞きいたします。

1点目の森林環境の整備・保全と環境づくりについてですが、私がかねてより要望しておりました羅臼町環境基本条例で定められておりますところの環境基本計画が、担当課職員の頑張りによって編さんされ、本年公表されました。これは羅臼町の環境に対する姿勢が一步前進したと高く評価したいと思います。世界自然遺産知床のまちとして、地域から地球環境保全に積極的に取り組まなければならないと考えます。

とりわけ森林は、環境整備、保全をすることによって山地災害の防止や世界の希少生物に指定されているシマフクロウ、ワシ類などにとって良好な住環境となり、漁業においては魚つき森としての役割、地球温暖化防止、住民にとって豊かで潤いある生活をもたらすなど、多面的な役割、機能を持つため、森林の環境整備・保全は不可欠であると考えます。また、森林の環境整備・保全をすることによってもたらされる知床にふさわしい自然景観づくりにも密接な関係があると考えております。

行政の役割は、環境基本計画に基づく施策を実施し、計画の理念、目標を実現することを目指す。また、町民等に環境保全の啓発活動を行っていくとあります。これらについてお考えをお聞きしたいと思います。また、しばらくの間、町主催での植樹祭などが行われていないと聞いておりますが、町民を交え植樹祭などを行い、植樹祭を通して地域住民、また子供たちに知床の自然の大切さや自然環境の保全の啓蒙、啓発を促す絶好のチャンス



だと考え、植樹祭の開催を提言いたしますが、お考えをお聞きいたします。

二つ目の質問ですが、国際基準のHACCPについてお聞きいたします。

我がまちの基幹産業は漁業であり、水産加工業も含め多くの町民が携わっております。いわば、我がまちの人々は知床の自然の恵みを楽しみ生活を送っておりますが、この限りある貴重な恵みである水産物をさらに価値を高めていくために、また、近年、食品流通においても世界はグローバル化しており、今後はTPPなども視野に入れた国際的な食品の安全基準を満たすためにもHACCP手法の導入は必須と考えます。

HACCPとは、食品安全基準の手法であり、食品の原材料の受け入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測（危害要因の分析）をした上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点、例えば、加熱・殺菌、金属探知器による異物の検出などの工程）を継続的に監視・記録する工程管理の手法でありますと、定義されております。

これまでの品質管理の手法である最終製品の抜きとり検査に比べ、より効果的に、安全に問題のある製品の出荷を防止できるとされております。この手法は、国連の食糧農業機関（FAO）と世界保健機構（WHO）の合同機関である食品規格（CODEX）委員会から発表され、各国にその採用を推奨し国際的にも認められたものです。

このように世界各国でHACCPの導入が進められ、諸外国ではこの食品安全基準を取り入れ、国際的にはHACCPは常識になりつつあるとのことでもあります。また、我が国でも、HACCPの導入を法律によって支援し推奨しているところでもあります。このような世界的な趨勢から町として、関係団体及び関係業者などに働きかけを行い、食品の国際基準に合致したHACCP手法を早急に検討、推進をしていくべきと思いますが、どのようにお考えかお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員より2件の御質問をいただきました。

1件目の森林環境の整備、保全と環境づくりについての御質問であります。

当町の行政区域内約3万9,700ヘクタールのうち、森林面積は約3万8,000ヘクタールと町域の約95%が森林で、そのうち3万5,000ヘクタール、約90%が国有林となっており、羅臼町域のほとんどが国有林となっております。森林の役割は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止や川や海に栄養を与え、プランクトンを育て、それが魚介類の餌となり川や海に恩恵を与え、さらに、土砂の崩壊など災害防備、生活環境の保全に重要な役割を果たしており、羅臼町にはかけがえのない自然の財産であります。

当町の町有林を含めた民有林のほぼ全域が保安林に指定されており、土地の掘削や伐採などの開発行為を行う上で規制が設けられ、森林の保護に重要な役割を果たしております。また、国有林は林野庁所管の森林生態系保護地域に指定されており、かつ、環境省所管の原生自然環境保全地域、国立公園、国設鳥獣保護区に指定され、国内で最も自然環境

保全に関する規制が厳しい場所となっております。

さて、森林の整備、山地災害防止、保全につきましては治山事業がございます。当町は、海岸線の狭隘な地帯に人家、学校、公共施設等の保全対象物が多数点在し、地域住民の財産と生命を守るため古くから治山事業を行ってまいりました。しかし、治山事業を進める上で自然環境に悪影響を及ぼさないことが求められることから、事業の実施に当たっては、知床世界自然遺産地域の科学委員会に専門的な立場から助言をいただき、事業を実施しております。

世界自然遺産に登録後は、河川工作物にサケ科魚類遡上のための魚道の設置や自然景観に配慮した工法等により事業を進めているところでございます。さらに、シマフクロウ、オジロワシの生息地周辺の事業につきましては、工事による悪影響が出ないよう環境省を初め関係機関と協議し事業を行っております。なお、シマフクロウ、オジロワシについては知床が重要な生息地として位置づけられておりますが、知床の自然環境はおおむね猛禽類にとって良好な生育環境であり、維持監視体制も整っているため、町を初め関係機関で引き続き良好な環境を維持してまいりたいと考えております。

なお、漁業にかかわりのある魚つき保安林の拡大につきましては、前段にも申し上げましたが、当町の町有林はほぼ全域が保安林に指定され、特に海岸線は魚つき保安林として指定されており、現段階では拡大の計画はありません。

次に、町民への啓蒙活動としての植樹祭の開催の御提言でございますが、近年、漁協女性部の皆さんが町内の河川環境整備の一環として植樹を継続的に行っておりますが、一般町民を対象とした規模の大きな植樹祭の開催には至っておりません。しかしながら、町民の地球温暖化や環境問題の意識の向上を図る上で植樹は重要な取り組みでありますので、今回の御提言を受け検討してまいりたいと思います。

2件目は、H A C C P（ハサップ）についての御質問であります。

漁業が基幹産業である当町として、水揚げされた水産物や水産加工品の安心・安全の確保は極めて重要なことであることから、グローバル社会の今日、国際的に認められたH A C C Pに基づく衛生管理の対応を早急に検討すべきとの御指摘であります。

従来、食品の安全性の確認は、最終製品の抜きとり検査により行われてきましたが、検査に漏れた不良品が市場に出て食中毒を引き起こす可能性を排除することができません。これに対し、H A C C P方式は、不良品撲滅・予防の観点から、原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害防止のための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策をとり解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことのできるシステムであり、欧米では既に義務化されておりますが、日本での導入は企業の自主性に委ねられているものであります。

しかし、このH A C C P方式の基準は非常に厳しく、基本事項である監視や記録における人件費の問題、施設管理面においては、場合によっては加工場等の大規模改修等が必要

となってくるため、町内事業者が認定工場となることは非常に困難であろうと考えております。現在、水産加工品の指定認定機関である大日本水産会から認定されているのは、全国で175工場、道内では22工場、釧路根室地方では8工場にとどまっております。漁業を基幹産業とする当町として、安心・安全な水産物及び水産加工品を消費者に提供することは極めて重要なことと認識しており、これまで国によります衛生管理型漁港の整備が順調に進んできており、また町では事業所の製品安全性確保への支援として、食品の衛生検査を実施しております。今後もこれらの取り組みを継続し、より安心・安全を確保するため支援をまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） まず、町長に森林の件ですが、植樹は重要だというふうにお答えいただきました。植樹祭もこれから検討していくということをお伺いしまして、私は安心しておりますが、やはりまず木を植えるというのが環境に対する一つの取っかかりになるかなと思っているのです。すごく大事なことだと思いますが、それが例えば最初は1本かもしれませんけれども、10年たってそれは100本になったり200本になったりする。そういうようなことで森というのは、最初の原生のときからそういう森を守るということは、人間とともに共生しているわけですから一番大事なことなのではないかなというふうに思っております。

それで、けさの新聞の折り込みで知床科学委員会の新聞が入っておりました。その中で、オショロコマに関する長期モニタリングのことが載っておりました。実は、ことしの春でしたか、そのときにもオショロコマに関する記事が掲載されておまして、やはり温暖化の影響でオショロコマが息できないということに対して危惧して、こういうふうモニタリング調査を行われていると考えられますけれども、先ほど町長が、羅臼全部保安林で大丈夫なのだというような言い方ですけれども、私はまだまだ、例えば川を見れば、羅臼の川はほとんど国立公園のほうまで砂防ダムというか、ダムが入ってるわけですね。そういうところでは、河畔は特に木なんかダムをつくるときに伐採されていて、むしろその河畔林とかを強化したほうが私は効果的ではないかなと。このオショロコマというのは、そういうところでの川にすんでいる魚ですから、それがダムによってせきとめられて川底が浅くなってそれで温暖化を招いてると。やはりそういうところに木を植えることによって、木陰をつくったり水温を少し下げると効果もあるわけですから、その河畔を中心に私は木を植えていくほうが効果的ではないかなというふうに思います。

確かに羅臼は崖から上はもうほとんど森林ですから、そういう崖の上までということはありませんけれども、道端とか、それから開発されたところはほとんど木が余り植わっていないような状態なので、そういうところを中心にいくべきではないかなというふうに思います。このオショロコマは、また希少生物でありますシマフクロウの餌にもなっております。これをやはり減らすということは、シマフクロウにとっても住環境が悪くなるわけ

ですから、そういう意味においてもこのオショロコマが一つの目安になるかもしれませんが、それを守っていくためには木を、地道な作業かもしれませんが1本1本植えていくということが大切ではないかなというふうに思います。

町長から、そのために私はいろいろなことを、植樹、森林をつくっていくというのが町民の方たちにも理解してもらって、特に子供たちの教育的な問題もありますから、そういうことを強調して、なかなか大変、植える場所もないとかということではなくして、少し面積がここは、羅臼町は面積自体が狭いですから、そこで何とか狭いながらも植樹をして子供たちに自然の大切さを教えていかなければならないのではないかなというふうに私は思います。羅臼町も100年以上たっていますから、先祖代々この世界自然遺産知床の恵み、つまり魚、豊富なこの潤沢な魚をとって我々は生計を立てているわけです。ですからそういう意味で、私たちの代だけで終わらすのではなくして、今後やはり子供たちとか孫とか子々孫々あるわけですから、これを長く続けさせるためにも自然に対してより一層大事だということを、環境を保全していくという啓発はずっと必要ではないかなというふうに思います。

世界自然遺産の土地だということで観光客も参ります。それで私は、観光客の方たちによく言われるのは、国立公園のほう、つまりルシャから相泊に向かって右側の崖側のほうに雪崩どめ防止柵がたくさんずっと続いているということが、あれがやはり知床にふさわしい景観とは思いませんので、そういうところを、もちろん我が町だけではできませんので、道、あるいは国のほうにお願いをして、もうちょっと協力してもらおうとかというふうに。雪崩防止柵を撤去するというのも、多分、雪崩がそんなに頻繁に起こらない場所でも防雪柵がついているところもありますので、そういうところは木に変えていくとか、なるべく自然に近い状態の景観に持っていくようお願いをしていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 後段の雪崩どめというようなことであります。治山事業として今まで実施しているわけでありましてけれども、これは国立公園の中の工作物という形で災害を防止するという観点から、今まで、ある意味では地元の要望ということも含めてやってきたということでもあります。したがって、年数もかなりたっているという状況の中で、それが効果としてなっているもの、あるいは別な植生があって、あえて雪崩どめがなくてもいいのかどうかということは、現段階では検証しておりませんが、今回お話しがあったことを踏まえまして、北海道等々に協議してまいりたいというふうに思っています。

決して私は、今この雪崩どめを撤去するとかという考えに立っておりません。あくまでも必要な状況の中でやってきたということがございます。ただ、それが年数がたった中でどうなのかということについては検証する必要があるのかなとは思っております。ただ、いろいろとお話ありました植樹の関係であります。別な標語みたいな話になってまいりま

すけれども、森は海の恋人と言われていることでありますので、そういう意味では羅臼は森と川と海という、そういう生態系の中で漁業資源もこの海が豊かになっているということもございますので、植樹は本当に大事なことだというふうに思っております。かつては町有林という中で学校林とかもやっておりました。最近ではライオンズクラブであるとか、あるいは東京の札幌等々のふるさと会、これらの団体についてもいろいろと協力もしていただいているということもございます。問題は、植樹はしてもその後の管理が非常に大変だということがございますので、それも含めて、今後、先ほど答弁いたしましたけれども、植樹祭とお祭りになるかならないかは別として、そういう植樹ということについては町民的な啓発を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ありがとうございます。植樹祭をやることによって、本当に皆さんの、町民の皆様、あと子供たちに意識を植えつけるということが大事なというふうに思います。後の管理の問題も、もちろん大事ですけれども、それは例えば自分が植えたものを、植えたらもう終わりだよということはないと思います。みんな自分がやったことに対してどうなのかなという、多分心配とかそういうのがあると思いますので、そういうことは皆さんそれぞれ責任を持って、もちろん我々もそうですけれども関心を持って見守っていかなければならないというふうに、その辺は我々の本能みたいなもので、それほど植えるときに皆さんに面倒を見てくださいよというふうに一言かければいいかなというふうに思います。

今回は森林だけで、町長の植樹祭をやるということが、私のやはり町としてのメインのイベントにさせていただきたいなということがあります。北海道の中で、漁協女性部の方たちがそっちこっちで植樹をやっていることは承知しておりまして、また、北海道のほうも北の魚つき森として道内で何カ所かしているのです。別海町にも北の魚つき森の指定を北海道から受けているですけれども、ここは全部が保安林だということもあるかもしれませんけれども、ぜひそういうことを目指して羅臼町は環境に対して関心を持っているのだということをもっとアピールする必要があるのかなと思います。いずれにしても環境基本計画は、今後、知床の自然とともに生きる我々にとって大事な計画だと思いますので、この計画に書かれていることをぜひ実のあるものにしていきたいなと思いますので、実施の実現をできるようお願いいたします。

次に、H A C C Pについてなのですが、町長進めていくということの答弁をいただきましたので、やはり今、選挙の真っ最中でどこも北海道出身の議員さんたちはT P Pには皆さん反対だというふうな状況なのですけれども、ゆくゆくはどうなのかはわからないと思うのです。そういったときに、世界で流通させるためには、このH A C C Pはもう今や常識になっているわけですから、そこにT P Pになったからといって羅臼の産物が、例えば中国、韓国とか近隣の諸国に輸出しようと思っても、この認定を受けていなければできないわけですから、そういうことのないように今から準備しておかなければならないなとい

ふうに思います。

先ほど町長もいろいろ状況を御説明いただいたのですが、私はEUのHACCPと、それからUSAのHACCPがあるのですが、その他には北海道とそれから標津なんかもやっています、地域HACCPというのがあるのです。それは残念ながら、北海道と標津のHACCPは国際基準にちょっと合致しないものですから、それであればEUと、EUが一番厳しいのですが、そのUSAのHACCPに何とか追いつくようにしていただきたいというふうに、これはもちろん町のほうも関心を持っていないではないですし、国の問題でもあると思います。何が違うかということ、例えばEUとUSAの場合に、水産物の場合、アメリカの場合には漁船の登録とか市場の登録、そういうものはありません。加工場の認定があれば、アメリカには輸出できるようになっています。EUのほうは、漁船の登録、市場の登録、加工場認定が、これ全部必要なのです。ですから、そういうことでの難しさというのは、やはりEUはあるのですが、最低限、加工場の認定をきちんとUSAのHACCPで受ければ、大体の諸外国は輸出できるのではないかなというふうに私は思っております。

もちろん、認定機関が厚生労働省と、それから大日本水産会のほうで行っておりますが、ちなみに近隣諸国のEUに対する輸出水産物にかかわるHACCP認定水産加工場、これの数を言いますと、日本は22、インドは262以上、タイ350以上、インドネシア170以上、韓国62以上というふうに、これは国立水産物品質検査員の統計でございます。こういうふうに、近隣のアジアの諸国から大きく日本は引き離されているわけです。ですから、そのTPPに皆さんが、国会議員の方たちが参加したくないというのは、こういうことも一つの原因なのかなというふうに思いますし、今後こういうことが、やはり我々この地元のほうから国会のほうにお願いしなければならないのではないかなということも私は必要性として感じております。

いずれにしても、このHACCP基準が、今後、国際化された場合に、絶対必須条件になるということは想像できますので、これをぜひ進めていきたい。先ほど町長も言われるように、施設とか人件費でお金がかかるというふうに言ってなかなかやりたがらないのではないかと、進まないということをおっしゃっていましたが、今現在、日本にはこのHACCP法がありまして、それは300人以下の中小企業においては、2億7,000万円までは1.5%の低金利で15年以内の償還で融資、そういう制度もあります。また、土地が欲しいといった場合には税制支援がありまして、不動産の所得税の軽減とかこういうことも国の法律できちんと担保されていますので、工場が例えば、加工場がもう古くてどうせ建てかえなければならないなといった場合には、町のほうとして率先して、こういうHACCPの仕組みがあって、お金ももしあれだったら国のほうで貸してくれるみたいだから、こういうことを採用したらどうかというふうに勧めることも、やはり皆さん、例えば加工屋さんとか、例えば漁協だとか、そういうところをお願いするか、または一緒になって勉強しながら考えていくことが必要ではないかなというふうに思います。

いずれにしてもHACCPは、これから羅臼ブランドが世界に輸出されるというふうな話になったときに困らないように、ぜひ町、担当課ありますけれども、いろいろ検討していただいて勉強しなければならないなというふうに思っております。いずれにしても町長が先ほど進めてまいるといふふうにお答えいただきましたので、ぜひこれを進めて羅臼で立ちおくれたことにならないように、またこれをやることによって羅臼ブランドの信頼とイメージアップを図るのが一つの目的でもありますので、さらに価値を高めるためにやるべきであろうというふうに思いますので、その辺、町長ちょっともう一回答弁お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、高島議員から再質問の中で、国際基準のHACCPを進めていくというふうな話を私がしているというふうなふうに受けとめられているようでありますけれども、先ほど、今、我がまちでやっている衛生管理型の取り組みと、さらには町独自で事業所の製品の安全の検査を行っている、食品検査を行っている。これらについての取り組みを継続していくということも含めて、今、御提言のあったいろいろなことにつきまして、より安全・安心を確保するためにそれらの事業展開があるとするならば、町として支援してまいりたいということでありまして、国際基準という中で国の方針がある程度しっかりしてこななければならないということも含めながら、我がまちの実態に合致したことについて取り組んでまいりたいというふうに思っています。

いずれ、今議員お話のあったような状況になるのかもしれませんが、現時点では先ほど申し上げましたように、今後これらの取り組みを継続しながら、より安心・安全を確保するために、これらの安全性についての支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの1点目の森の関係でありますけれども、先ほど答弁漏れではないのですが補足させていただきますと、既に今ある団体、トラック協会のほうからトラックの森ということでもって整備したいのだということの申し出がありました。場所の提供をお願いしたいということで調整中でありまして、そういうことでもって団体がそういう形でもって提案していただけること、非常にありがたいと思っておりますし、今後それらについて少しずつ全町的に波及していただければというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 森については、いろいろな業界から植樹をしたいという、森をつくりたいということは、もう本当に歓迎することだと思うのです。大事なことは、やはり町が主催してやるということが私は重要ではないかなというふうに思います。それはいろいろな波及効果があるわけですから、町民の意識が違ってきます。そのトラック業界とか、それから漁協女性部のやっていることは、やはり小さい団体でやっていますから、そ

れが例えば広報に載ったりしますけれども、なかなか実感としてはわいてこないというのはありますから、やはり町主催で子供たちも交えながらやるということが肝心ではないかなというふうに思います。

HACCPのことは、私も加工をやっている方からいろいろお話を聞いたりしますけれども、HACCPについて言葉は知っていても中身はよくわからないと。まだまだそこまでの余裕はないというふうなことを正直におっしゃっていますので、これから一生懸命、町職員も交えて団体、それから関係業者の人たち、漁協もかかわってくると思いますけれども、そういうことを交えながら一緒にやっという姿勢が必要ではないかなというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、高島讓二君の質問を終わりました。

一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

午後1時、再開します。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

- 
- ◎日程第 6 認定第1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第 7 認定第2号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第 8 認定第3号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第 9 認定第4号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第10 認定第5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第11 認定第6号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

○議長（村山修一君） 日程第6 認定第1号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第11 認定第6号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。



羅臼町各会計決算特別委員会委員長、高島讓二君。

○羅臼町各会計決算特別委員会委員長（高島讓二君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成24年9月13日開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成23年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件について、審査を実施したので次のとおり結果を御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号 平成23年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について閉会中の10月22日及び10月24日、26日、29日、11月13日の5日間にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら行政職員の説明を求め慎重に審査を進めたところであります。本委員会は各会計別に平成23年度予算の主要な施策がいかにも実現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記事項2点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

1、町税の収納率アップと地域産業の活性化について。

(1) 当町における現年度町税収納率の検証と収納率向上の取り組みについて。

(2) 地域産業活性化補助金の効果について。

(3) 地域産業活性化に向けた具体的な対策について。

2、決算状況（決算カード）の検証について。

(1) 各種数値（財政力指数・実質収支比率・経常収支比率・公債費比率・人口1人当たりの投資的経費）の各年度及び近隣町との比較においてその評価、また、数値から見る将来に向けての政策的課題について。

3、各会計審査結果。

認定第1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

自主財源の確保について、財源を交付税に依存せざるを得ない当町にとって、町税の確保は大変重要な課題であります。今年度の現年度分の収納率は、町税95.1%、国保税

は91.1%で、前年と比較し若干の上昇となっておりますが、近隣の各町の町税収納率が98%台となっていることを考えますと、非常に低い収納率となっております。

歳入の確保を積極的に図らなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われれます。そのようなことから、町税や公共料金等の収納対策として、町民の納税意識の高揚を図りながら、滞納処分の強化、特別徴収の推進、組合勘定制度の導入などの取り組みに対し、より一層の努力されることを望みます。また、納税は、国民・町民の義務ではあるが、この義務を速やかに行っていただくためには、地域産業が発展し活発な経済活動が行わなければならないと考えており、今後の地域活性化の取り組みによる自主財源の確保について、具体的な研究と施策の展開を望むものであります。

認定第2号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、保険税の未納額は、本会計の運営に大きな影響を及ぼしております。収納対策として、夜間・休日窓口の実施及び未納者に対する保険証の短期証の発行・納税相談など、毎年さまざまな取り組みがなされております。今後も収納対策を粘り強く実施し、徴収率の向上に努め、安定した会計運営を望みます。

認定第3号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本会計は、24年度からの新診療所の指定管理者制度の導入にあわせ、民間の運営による診療所を軸に、公と民がより連携を深め、継続的な情報の共有を行い、より一層地域包括ケアの推進を図り、町民の協力をいただきながら地域医療体制の充実を強く望みます。

認定第6号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後も、事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平・公正の観点から徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げますが、平成20年度決算から施行された地方自治体健全化法の健全化基準を全てクリアしておりますが、財政の余裕はなく依然として厳しい状況にあることに変わりはありません。そのような中で、長年の課題でありました診療所の建設に着手し、なし得たことは、理事者、職員の努力のたまものであり、さらには町の内外の皆様からの御厚志に対し深く感謝する次第でございます。

歳入においては、国からの交付金に依存する当町にとって財政が脆弱であり、少しでも多くの町税等の確保は必然と考えます。平成23年度においては町税の収納率は前年度に

比べ微増ではありますが、相変わらず滞納繰越、不納欠損が増加していることから、今後の収納率の向上により一層の町民への啓発を含め具体的な対策を望むところでございます。

歳出については、平成23年度3月に発生した東日本大震災の教訓から防災マップを作成し災害備蓄品などを整備しましたが、いまだ十分とは言えず、さらに充実を図るよう望みます。

当町の産業活性化を推進するために平成23年度より企画振興課を設置し、産業発展へ向け予算づけをしましたが、今後、精査の上、補助金を有効に活用できるよう工夫が必要と考えます。

当町の財政状況は、先ほど述べたように国の地方交付税に依存しており、今、国政選挙の最中、先が見えにくい状態にあります。しかしながら、国の動向や経済情勢を注視し今後の予算編成・執行に創意工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう産業発展のため、また安心して住めるまちづくりを目指し良好な行財政運営が推進されるよう期待するものであります。

最後に理事者、職員の皆さんに対し、決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことに御礼を申し上げ、平成23年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告します。

平成24年12月13日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、高島讓二。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

以上で、決算特別委員会審査の報告を終わります。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 認定第1号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第11 認定第6号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件は、認定することに決定しました。

---

◎日程第12 報告第12号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 報告第12号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第12号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成24年11月15日でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,914万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金245万2,000円を追加し、1,310万7,000円。

19款諸収入79万6,000円を追加し、2,782万7,000円。

4項雑入79万6,000円を追加し、2,632万4,000円。

歳入合計324万8,000円を追加し、35億4,914万8,000円。

歳出でございます。

3款民生費165万6,000円を追加し、4億7,315万7,000円。

1項社会福祉費165万6,000円を追加し、3億7,504万5,000円。

6款1項商工費159万2,000円を追加し、8,838万9,000円。

歳出合計324万8,000円を追加し、35億4,914万8,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入を御説明申し上げます。

18款1項1目繰越金245万2,000円の追加でございます。財源調整のために前年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入79万6,000円の追加でございます。知床らうす交流センター天窓の破損修繕のために、町有物件の災害共済金を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障害者特別対策費8万1,000円の追加でございます。同費の負担額が確定したことによる返還金を求められましたので、追加をいたしたところでございます。

7目特別会計繰出金157万5,000円の追加でございます。介護給付費の増加が見込まれるためルール分として介護保険事業に繰り出すものでございます。

6款1項商工費4目観光費159万2,000円の追加でございます。知床交流センターの天窓破損が発見され、運営に支障を来すことから早急に修繕が必要となったことから専決をさせていただいたところでございます。

以上、専決処分させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第12号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 報告第12号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

### ◎日程第13 報告第13号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第13 報告第13号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の10ページをお願いいたします。

報告第13号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

11ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成24年11月15日でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,816万9,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料242万5,000円を追加し、7,078万9,000円。

3款国庫支出金337万1,000円を追加し、1億468万6,000円。

1項国庫負担金252万円を追加し、7,572万8,000円。

2項国庫補助金85万1,000円を追加し、2,895万8,000円。

4款1項支払基金交付金365万4,000円を追加し、1億1,563万円。

5款道支出金157万5,000円を追加し、5,959万7,000円。

1項道負担金157万5,000円を追加し、5,564万7,000円。

7款繰入金157万5,000円を追加し、7,061万7,000円。

1項他会計繰入金157万5,000円を追加し、6,391万7,000円。

歳入合計1,260万円を追加し、4億3,816万9,000円でございます。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費1,260万円を追加し、3億9,397万8,000円。

5項特定入居者介護サービス等費1,260万円を追加し、2,240万1,000円。

歳出合計1,260万円を追加し、4億3,816万9,000円。

15ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料242万5,000円の増額につきましては、特定入居者介護サービス費の増加に伴うルール分でございます。この後に御説

明いたします3款国庫支出金から7款繰入金までの増額補正につきましても、それぞれ特定入居者介護サービス費の増額に伴うルール分でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金252万円の増額。

2項国庫補助金1目調整交付金85万1,000円の増額。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金365万4,000円の増額。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金157万5,000円の増額。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金157万5,000円の増額補正でございます。

17ページをお願いいたします。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費5項特定入居者介護サービス等費1目特定入居者介護サービス費1,260万円の追加です。

当初予算額につきましては、今年度第5期保険事業会計の実施初年度でございまして、この計画策定に使用する厚生労働省から配付された介護保険給付を算定するためのワークシートにより、過去2年間の給付実績及び人口推計などから算定し、給付見込額を計上してございます。この算定には本年度整備した施設の利用人数や日数などを加味され算定されるものではございません。

したがって、今年度開所した地域密着型特別養護老人ホーム利用者分が本給付費の対象者になったことから予算不足が生じたものでございます。本来ならば、本定例会にて予算補正をお願いするところですが、急速な給付費の増加が予想を超え、11月時点において予算額残額に不足に陥り、同月専決処分にて予算補正したものでございます。

今回計上した補正額についてですが、今年度においては既に半年が経過し実績額が出てございます。よって、直近月の給付額をもとに今後6カ月間の給付額を見込み計上してございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第13号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 報告第13号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第14 報告第14号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第14 報告第14号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の19ページをお願いいたします。

報告第14号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

20ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成24年11月16日でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,573万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

22ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款道支出金658万4,000円を追加し、1億5,343万円。

3項道委託金658万4,000円を追加し、1,900万5,000円。

歳入合計658万4,000円を追加し、35億5,573万2,000円。

歳出でございます。

2款総務費658万4,000円を追加し、5億5,908万8,000円。

4項選挙費658万4,000円を追加し、1,066万2,000円。

歳出合計658万4,000円を追加し、35億5,573万2,000円。

24ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

14款道支出金3項道委託金1目総務費道委託金658万4,000円の追加でござい



ます。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行の委託経費を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員総選挙及び国民審査裁判官国民審査費で658万4,000円の追加でございます。

1節の報酬から14節の使用料及び賃借料、それぞれ計上してございますが、12月16日執行の選挙に伴う費用の専決処分をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第14号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 報告第14号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第15 議案第50号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第50号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の30ページをお願いいたします。

議案第50号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,054万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

31ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金794万3,000円を追加し、1億1,434万7,000円。

1項国庫負担金756万5,000円を追加し、9,882万円。

3項国庫委託金37万8,000円を追加し、286万5,000円。

14款道支出金325万4,000円を減額し、1億5,017万6,000円。

1項道負担金378万3,000円を追加し、7,631万8,000円。

2項道補助金458万3,000円を減額し、5,730万7,000円。

3項道委託金245万4,000円を減額し、1,655万1,000円。

15款財産収入456万7,000円を追加し、2,630万9,000円。

2項財産売払収入456万7,000円を追加し、865万3,000円。

16款1項寄附金1,068万円を追加し、2,401万1,000円。

18款1項繰越金1,017万3,000円を追加し、2,328万円。

20款1項町債470万円を追加し、2億730万2,000円。

歳入合計3,480万9,000円を追加し、35億9,054万1,000円。

歳出でございます。

2款総務費104万7,000円を減額し、5億5,804万1,000円。

1項総務管理費67万6,000円を追加し、5億1,238万5,000円。

4項選挙費245万4,000円を減額し、820万8,000円。

7項防災費73万1,000円を追加し、2,300万6,000円。

3款民生費1,934万6,000円を追加し、4億9,250万3,000円。

1項社会福祉費1,896万8,000円を追加し、3億9,401万3,000円。

3項国民年金事務取扱費37万8,000円を追加し、44万7,000円。

4款衛生費1,293万5,000円を追加し、7億334万3,000円。

1項保健衛生費193万5,000円を追加し、3億2,543万2,000円。

3項清掃費1,100万円を追加し、3億6,855万円。

6款1項商工費10万円を追加し、8,848万9,000円。

8款教育費347万5,000円を追加し、2億8,047万4,000円。

1項教育総務費40万円を減額し、4,122万9,000円。

6項保健体育費387万5,000円を追加し、1億1,133万円。

歳出合計3,480万9,000円を追加し、35億54万1,000円。

33ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

変更でございます。

起債の目的は、温水プール改修事業債、過疎対策事業債でございます。限度額530

万円から1,000万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

34ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入の説明をいたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金756万5,000円の追加でございます。説明欄にありますとおり、ルール分としての国庫補助金を受けるものでございます。

3項国庫委託金2目民生費国庫委託金37万8,000円の追加でございます。税制改正に伴うシステム改修に伴いまして交付を受けるものでございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金378万3,000円の追加でございます。説明欄にありますとおり、道のルール分の負担金を受けるものでございます。

2項道補助金3目衛生費道補助金31万7,000円の追加でございます。これにつきましても、説明欄にあるとおり、ルール分として補助金を受けるものでございます。

6目教育費道補助金490万円の減額でございます。これも説明欄にございますとおり、補助金の確定に伴う減額でございます。北海道の全体的な事業費の調整による補助金が確定したため490万円減額するものでございます。

3項道委託金1目総務費道委託金245万4,000円の減額でございます。海区漁業調整委員会不執行に伴いまして、額が確定したための減額でございます。

15款財産収入2項財産売払収入2目物品売払収入456万7,000円の追加でございます。町有の除雪ドーザーの売払収入でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金68万円の追加でございます。善意の寄付でございまして、まちづくり基金の北方領土事業に対して2団体、50万円、それから医療、保険、福祉事業に対して4個人から18万円の寄付があったものでございます。

3目衛生費寄附金1,000万円の追加でございます。漁業協同組合から廃棄物処理に対する1,000万円の寄付採納があったものでございます。

18款1項繰越金1,017万3,000円の追加でございます。本予算の補正財源の調整に伴いまして、前年度繰越金に求めたものでございます。

20款1項町債4目教育債470万円の追加でございます。歳入で申し上げましたとおり、温水プールの補助金の減額分を過疎対策事業債に求めたものでございます。

38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費125万5,000円の減額でございます。消防事務組合の負担金193万5,000円の減額でございます。今後の決算見込みによる減額をいたしました。

積立金でございます。68万円でございます。歳入で申し上げましたとおり、まちづくり基金に寄付をいただいたものを積み立てするものでございます。

7目自治振興費193万1,000円の追加でございます。これにつきましては、釧路羅臼線の運行バスにつきまして、国、道、あるいは沿線市町村で負担をして運行を確保しているものでございます。今般、国の負担基準見直しによりまして、補助金の減額が伴いました。それぞれ沿線市町村1市7町で、それぞれの負担割合に伴いまして負担の増となったものでございます。

4項選挙費2目海区漁業調整委員会委員選挙費245万4,000円の減額でございます。調整委員会の委員選挙につきましては、不執行でございました。額の確定に伴いまして、減額をするものでございます。

40ページをお願いいたします。

7項1目防災費73万1,000円の追加でございます。まず、修繕料115万1,000円の追加でございます。老朽に伴います各家庭の戸別受信機の修繕が増加をしております。追加したものでございます。

備品購入費、戸別受信の新規購入を20台当初見ておりましたが、10台で間に合いました。42万円の減額をするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障害者特別対策費1,513万1,000円の追加でございます。補装具につきましては、年度途中で新規申請の増ということで52万1,000円の増額でございます。介護訓練等の給付につきましては、対象者が増加となりました。1,461万円の増額でございます。

7目特別会計繰出金383万7,000円の追加でございます。介護保険事業特別会計に対しまして、ルール分として繰り出すものでございます。

3項1目国民年金事務取扱費37万8,000円の追加でございます。税制改正に伴いまして、システムの改修費の増加でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費167万5,000円の追加でございます。これにつきましては、医薬材料費として103万9,000円でございます。従来の三種混合ワクチンと単独のポリオワクチンにかわりまして、これらを合わせた四種混合のワクチンが制度的に変わりまして導入をされたということで、その材料費の増額でございます。委託料につきましては、それぞれ接種者の増により増額をいたすものでございます。

3目環境衛生費26万円の追加でございます。これにつきましては、墓地の建立予定がないという申し出がありましたので、1基分返還をするものでございます。

3項清掃費1目清掃総務費1,100万円の追加でございます。廃棄物の処理費用に伴いまして、追加でございます。

6款1項商工費2目商工振興費10万円の追加でございます。これにつきましては、負担金でございます。KONSEN魅力創造ネットワーク事業に対して負担をするものでございます。このネットワークにつきましては、民間企業、北海道あるいは市町村、大学研究機関などで構成するものでございまして、地域の活性化を見ながら一体となって新たな販路拡大、あるいは新商品、新メニューの開発支援を行ったり、宣伝活動を促すための負

担としてございまして、今後さらなる地域産業の活性化に向けて取り組んでまいりたいということを思っております。今年度はとりあえず、今後3月5日から8日、幕張メッセにおいて全国の食品博にこの地域から15社程度出店を予定してございまして、この機会に商談の機会を創出するなど、今後の活性化を図ってまいりたいと考えております。

8款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費40万円の減額でございまして。コンピューターの見積もり合わせによる減となりました。

6項保健体育費2目体育館費30万5,000円の追加でございまして。暖房設備に老朽が伴いまして、破損修繕の増加でございまして。

5目温水プール管理費、これにつきましては、財源の内訳の変更のみでございまして。

6目給食センター管理費357万円の追加でございまして。センター建設以来20年経過をしております、大型のオープン機が老朽に伴いまして破損をいたしました。新規購入を図るための増額でございまして。

以上でございまして。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 一つ質問をさせていただきたいと思うのですが、34ページです。

教育費の道補助金ということで、歳入のほうで当初補正前の額として1,100万円。これについては、北方領土隣接地域の振興事業補助金ということで求めていたものだというふうに認識しておりますけれども、これが490万円の減額ということで、先ほど副町長のほうのお話では総体の中の額が確定したのだというお話でした。それに伴って、温水プールの改修事業ということで、教育債ということで、簡単に言えば借金に求めたということになっておりますけれども、これについて求めた経緯ですとか経過あれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 御質問の件でございまして、北方領土隣接地域振興等補助金につきましては、毎年100億円の北方基金の運用益、年間約1億3,000万円程度の運用益で運用されておまして、毎年1市4町の希望を集約して、この運用益の金額を超えた要望があった場合、1市4町にそれぞれ留保の要請がございまして。

平成24年でございまして、当町では三つの事業を補助金に求めておりました。一つは医療機器、もう一つはウニ種苗移植事業、そして三つ目が温水プールの委嘱事業ということで要望しておりましたが、留保が要請があった中でそれぞれの事業の削減をするに当たり検討しましたところ、温水プールの整備事業につきましては過疎債の対象になるということもございました。それから、他の二つにつきましては、関係団体の関係もございまして削減するわけにもいかない事情もございましたので、過疎債に対象となる事業の温水プール事業から減額したものであります。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 補足をさせていただきます。

この減額につきましては、羅臼町だけではなく1市4町それぞれ減額を求められているということでございまして、今般、このぎりぎりまで折衝をしていたというのも事実でございます。しかしながら、やはり確定をしておりますので、この際、ほかの事業を見たときに過疎債を求められるのがこの事業だということで、有利なその起債を求めたということの財源調整でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第50号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第51号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第51号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第51号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,070万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,886万9,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

47ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金821万4,000円を追加し、1億1,290万円。

1項国庫負担金614万円を追加し、8,186万8,000円。

2項国庫補助金207万4,000円を追加し、3,103万2,000円。

4款1項支払基金交付金890万3,000円を追加し、1億2,453万3,000円。

5款道支出金383万7,000円を追加し、6,343万4,000円。

1項道負担金383万7,000円を追加し、5,948万4,000円。

7款繰入金974万6,000円を追加し、8,036万3,000円。

1項他会計繰入金383万7,000円を追加し、6,775万4,000円。

2項基金繰入金590万9,000円を追加し、1,260万9,000円。

歳入合計3,070万円を追加し、4億6,886万9,000円。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費3,070万円を追加し、4億2,467万8,000円。

1項介護サービス等諸費2,800万円を追加し、3億8,497万円。

3項高額介護サービス等費270万円を追加し、929万7,000円。

歳出合計3,070万円を追加し、4億6,886万9,000円。

49ページをお願いいたします。

続きまして、事項別明細書、歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金614万円の追加でございます。内容といたしまして、居宅介護サービス費と高額介護サービス費の増加に伴うルール分でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金207万4,000円の追加につきましても、先ほど同様、介護サービス費の増加に伴うルール分でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費負担金890万3,000円の追加でございます。同じく、介護サービス費の増加に伴うルール分でございます。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金383万7,000円の追加も同様のルール分でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金383万7,000円の追加につきましてもルール分でございます。

2項1目基金繰入金590万9,000円の追加につきましては、本来であれば介護保険料に財源を求めるものでございますが、介護保険料の収入決算見込額を超えるため介護給付費準備基金繰入金を取り崩し財源に充てるものでございます。

51ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費2,800万円の追加補正でございます。理由といたしまして、当初予算額につきましては、専決補正にて申し上げましたけれども第5期介護保険事業会計の策定に使用する厚生労働省から配付されるワークシートにより、過去2年間の給付実績及び人口推計に加え、この給付費は居宅サービス利用者から今年度開所した地域密着型特別養護老人ホームへの利用転換分を加味し、月当たり利用件数を151件で給付を見込み計上してございます。しかし、本年度に入り、直近の10月末現在における利用件数は208件に上り、大幅に見込みを超える利用件数となっております。このことから、利用者件数の増加に伴い、予算不足を生じる見込みのため追加補正をお願いするものでございます。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費270万円の追加補正でございます。理由といたしまして、介護サービス給付費と同様に、ワークシートにより過去2年間の給付実績及び人口推計などから算定し、給付見込みを計上してございます。この算定には、専決補正と同様に本年度整備した施設の利用人数や日数などを加味され算定されるものではございません。したがって、今年度に関所した地域密着型特別養護老人ホームの利用者分が本給付費の対象者になったことから、予算不足となった主な要因でございます。今回計上した補正額についてでございますが、今年度においては既に半年が経過し実績額が出てございます。よって、直近月の給付額をもとに、今後5カ月間の給付見込額を計上してございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第51号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第17 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
制定について**

---

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第52号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。



提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川端達也君） 議案の53ページをお願いいたします。

議案第52号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

54ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、平成24年度の人事院の給与勧告に基づく条例の改正と給料表の改正であります。平成24年度の人事院勧告の内容につきましては、月例給については民間をわずかに上回っていましたが、その格差は極めて小さいことから改定を行わないこととしており、期末勤勉手当の支給月数も民間と均衡しており、月例給同様改定を行わないこととしております。

一方で、50歳代後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定され、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳代後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で昇給昇格制度を改正することとしています。

以上が、人事院勧告の給与に伴う主な概要でございます。これに伴う給与改正概要を参考資料の新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例第6条第6項の網掛けのところが改正箇所であります。55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないものとしております。また、別表第5条関係、給料表につきましては、国の給料表に合わせるため、参考資料の4ページから8ページにかけて網掛けの箇所を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年1月1日から施行するものでございます。

以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号職員の給与に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第52号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号 羅臼町長期継続契約に関する条例の制定について

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第53号羅臼町長期継続契約に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課参事。

○税務財政課参事（櫻井房雄君） 議案59ページをお願いいたします。

議案第53号羅臼町長期継続契約に関する条例の制定について。

羅臼町長期継続契約に関する条例を別紙のとおり制定するものです。

60ページをお願いいたします。

羅臼町長期継続契約に関する条例。

ここで、羅臼町長期継続契約に関する条例制定の理由について御説明申し上げます。

本条例は、複数年にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある契約に関して定める条例であります。以前より議会並びに監査からの指摘に伴い、随意契約に係るガイドラインを策定しましたが、このたび長期継続契約に関しましても国に準じて条例化し、事務処理の適正化を図るものであります。地方自治法では、長期に契約しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすものとして翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約を規定しており、具体的にはOA機器、コピー機、ファックス、医療機器、車両等のリース、庁舎管理委託業務などがあります。このたび、これら関連する業務につきまして条例化し、事務の適性を図るものであります。

条例第1条は、趣旨でございます。この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条は、長期継続契約の対象についてであります。長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

第1号、情報機器、事務機器、車両等の物品を借り入れる契約。

第2号、機器及びシステム等の管理、公共施設の管理業務等の役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。

第3号、前各号のほか、複数年にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある契約であって、規則で定めるもの。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号長期継続契約に関する条例制定は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第53号羅臼町長期継続契約に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第54号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(村山修一君) 日程第19 議案第54号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺憲爾君) 61ページ、議案第54号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を、次のように改正するものです。

今回の改正につきましては、修学資金の支給額を改定し、看護師等の医療技術者の確保を図るものです。対象者は、修学期間中の医学を専攻する者、保健師、助産師、看護師及び准看護師です。

第3条中「月額16万円」を「月額20万円」に、「月額7万円」を「月額10万円」に、「月額4万円」を「月額6万円」に改めるものです。

附則として、施行期日であります。この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

失礼しました、内容につきましては参考資料の9ページ、資料2で説明いたします。

新旧対照表の改正前、3条修学資金の額でございます。網掛けの部分が改正部分でありまして、修学資金の額、修学期間中の医学を専攻する者については、月額16万円を月額20万円に。保健師、助産師及び看護師については、月額7万円を月額10万円に。准看護師、月額4万円につきましては月額6万円に改定するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号医療技術者修学資金条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第54号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第55号 羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第55号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

○学務課長（中田 靖君） 議案の63ページをお願いいたします。

議案第55号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例。

今回の条例改正は、町の行財政改革に係る検討事項の一つである町営体育施設等の指定管理者制度導入に備えるための条文の追加でございます。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

第11条は、管理の代行等を規定しております。教育委員会は、体育施設の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に管理を行わせることができる。

2項は、前項の規定により、指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合において、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

第12条は、業務の範囲を規定しております。指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

第1号は、第2条に掲げる設置目的を達成するための事業の実施に関する業務。

第2号、体育施設の使用許可に関する業務。

第3号、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）に関する業務。

第4号、体育施設の運営及び維持管理に関する業務。

第5号、施設の安全対策に関する業務。

第6号、その他施設の管理に関する業務で教育委員会が必要と認める業務。

第13条は、利用料金について定めております。教育委員会は地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、体育施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2項、この利用料金の額は、第8条に規定する使用料の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3項、前項の規定により利用料金を定めた場合は、使用者は第8条の規定にかかわらず利用料金を納入しなければならない。

4項、前項の利用料金は、許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

5項、指定管理者は、規則で定める減免の基準に該当するとき、その他特に必要があると認めたときは、利用料金を減免及び還付することができる。

6項、指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号体育施設等設置条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第55号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題としま

す。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

ここで、町長より年末の御挨拶があります。

○町長(脇 紀美夫君) 本日、第4回定例会に提出いたしました全議案について、可決、決定をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

平成24年も余日少なく、特別なことがない限り本年最後の議会となりますので、年末の御挨拶をさせていただきます。

まずはこの1年、全町的、あるいは総体的に大きな事件や事故もなく、町民の暮らしが営まれましたことに安堵しております。基幹産業である漁業におきまして、それぞれの漁の始まった直後には、漁模様の不振が大変心配されたところではありましたが、行政報告でも申しあげましたように、きょう現在、数量的には25%の減少となりましたが、金額的には100億円を超え、最悪の状況にならず幸いであります。しかしながら、資源の枯渇が憂慮されることには変わりはありません。

町政運営の面では、何といたっても診療所の指定管理者制度による孝仁会の運営、そして改築事業の完結によって、医療分野におけるハード、ソフト両面ともに一応の体制が整ったことは大きな出来事でありました。加えて、10月に常勤医師複数体制となりましたことは、本当によかったと実感しております。また、4月からは民間事業者による小規模特別養護老人ホームの開設、ゼロ歳児からの託児所の開所もあり、我がまちが目指す地域包括ケアの推進体制が整いつつあることは大変喜ばしいことでもあります。

これらのことは、病院から診療所へ転換して4年余りの間、不安と不自由をかけてきたにもかかわらず、町民の格別な御理解と御協力があったこと、さらには町内外の各機関や団体、個人の御支援、国、北海道など関係機関の御指導などなど、多方面、多数の皆様の

おかげであると感謝しております。願わくば、今後、診療所を中心とした福祉施設等に携わるスタッフに対するエールと施設の利用のマナーについて、町民一人一人が心がけていただきたいと願っているものでございます。

また、町政と深いかかわりのある国政は、今まさに総選挙の真っただ中であり、選挙の結果によって今後の町政運営に何らかの影響が及ぶことは必至であり、政権の変更ありやなしはもとより、25年度予算、消費税、TPP、原発、再生エネルギー、経済対策等について大いなる関心を持ちながら、国の政策展開を慎重に見きわめながら対処していかねばならないと考えております。このような状況と雰囲気と中で新しい年を迎えることとなりますが、議会、行政ともども、町民一丸となって飛躍する年にいたしたいと思えます。

改めましてこの1年間、議員皆様の行政執行に対する御指導、御理解、御協力にお礼を申し上げます。どうか御家族皆様おそろいで、健やかに新年を迎えられますようお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

1年間、大変御苦勞をおかけしました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これをもちまして、当議会終了いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員